

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）富谷大清水21プロジェクト
黒川郡富谷町大清水二丁目13番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
オリックス・アルファ株式会社 取締役社長 坂本 修二
東京都港区芝三丁目22番8号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 出入口②から退店のため右折する車両は、町道富ヶ丘明石線を成田方面からの車両が右折滞留レーンに止まっていた場合、富ヶ丘方面へ直進する車両の目視が困難となることが想定され、接触事故が懸念されるので、右折退店車両に対し、交通誘導員を含め、対応策を検討願いたい。
 - (2) 廃棄物については、適正な処理を願いたい。
 - (3) 騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出が必要となる。
 - (4) 夜間午後10時から午前6時において、騒音規制法の規制基準を上回ることが予想される地点については、規制基準を超えないようにすること。また、北側の住居地区については、騒音規制法の規制基準を下回ることが予想されるが、周辺住民から苦情が発生しないように努めること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 6 縦覧期間
平成22年1月6日から平成22年2月8日まで（ただし，閉庁日を除く。）